資　料　１

県民運動の推進のためのキャッチフレーズの公募及びメディアタイアップ広報に係る企画運営事業

企画コンペ実施要領

令　和　４年　５月

岩手県保健福祉部
保健福祉企画室

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県民運動の推進のためのキャッチフレーズの公募及びメディアタイアップ広報に係る企画運営事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名
県民運動の推進のためのキャッチフレーズの公募及びメディアタイアップ広報に係る企画運営

(2) 委託期間
委託契約締結の日から令和５年３月31日（金）まで

(3) 募集する企画提案の内容
資料２「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額
（税込）6,164,000円以内

2 参加者の資格要件等
参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「３ 企画コンペ手続等に関する事項」(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

(1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成８月７日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年６月６日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日出総第24号）などに基づく

指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当室

岩手県保健福祉部　保健福祉企画室（岩手県庁９階）

住所：〒020-8570　岩手県盛岡市内丸 10 番１号

電話：019-629-5412　　FAX：019-629-5419

電子メールアドレス：AD0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※　トップページ（http://www.pref.iwate.jp/）→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】
資料１　　企画コンペ実施要領（本書）
資料２　　業務仕様書
資料３　　企画提案書作成要領
資料４　　企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

① **受付期間**　**令和４年５月 23 日（月）正午まで**

② **受付場所**　岩手県保健福祉部 保健福祉企画室
（連絡先は上記「(1) 担当室」を参照）

③ **提出方法**　**【様式１－１】「実施要領等に関する質問票」**に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

④ **回答方法**　受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。

⑤ **回答期日**　令和４年５月 17 日（火）以降、随時回答する。
なお、最終回答の期日は、**令和４年５月 25 日（水）**とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

① **提出書類**　下記のとおり。

・【様式１－２】参加資格確認申請書
・【様式１－３】会社概要及び過去５年間の主な同種業務の受託実績
※　パンフレット等でも可
・【様式１－４】受付票
・参加資格確認結果の通知用メールアドレスを明記したもの

② **提出期限**　**令和４年５月 24 日（火）　午後５時　〔必着〕**

③ **提 出 先**　岩手県保健福祉部　保健福祉企画室
（連絡先は上記「(1) 担当室」を参照）

④ **提出方法**　持参又は郵送により提出すること。

・　持参の場合は、**午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで**の間に持参のこと。
・　郵送の場合は、期日までに必着のこと。

⑤ **確認結果**　参加資格の確認結果は、**令和４年５月 26 日（木）まで**に電子メールにより通知する。

⑥ **留意事項**

・　上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者

は、企画コンペに参加することができないものとする。

・　**参加資格の確認は、上記「②　提出期限」の日**をもって行う。

・　参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記**「４　受託候補者の選定方法等に関する事項」**に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

①　**提出期限**　　**令和４年５月27日（金）　午後５時　〔必着〕**

②　**提 出 先**　　岩手県保健福祉部 保健福祉企画室
（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）

③　**提出方法**　　持参による。

④　**回　　答**　　岩手県知事は、説明を求められたときは、令和４年５月30日（月）までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

①　**提出書類**　　**資料３「企画提案書作成要領」**で定める書類

②　**提出期限**　　**令和４年６月１日（水）　正午　〔必着〕**

③　**提 出 先**　　岩手県保健福祉部　保健福祉企画室
（住所等は上記「(1) 担当室」を参照）

④　**提出方法**　　持参又は郵送による。
・　持参の場合は、**午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで**の間に持参のこと。
・　郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、期日までに必着のこと。

※　提案は、１者につき１提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

※　その他、**資料３「企画提案書作成要領」**の内容に留意の上 、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

上記**「(4) 参加資格の確認」⑥**により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

・　提出期限を過ぎて提出された提案

・　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

・　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

・　その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

上記「(4) 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、**【様式１－５】「企画コンペ参加辞退届」**を、**令和４年５月31日（火）午後５時まで〔必着〕**に、保健福祉部保健福祉企画室（住所等は上記「(1) 担当室」を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

⑴ **受託候補者の選定方法**

参加者の企画提案の審査は、**資料４「企画提案審査要領」**に基づき、企画提案審査委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「**１　委託業務概要**」⑷の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

⑵ **企画提案審査委員会の開催**

① **開催日時 令和４年６月２日（木）**盛岡地区合同庁舎内（予定）

※ 開催日時及び場所については、変更となる場合がある。詳しくは別途通知する。

② **開催方法等**

- 審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。
- プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ビデオ及びプロジェクター等の器材を使用する場合は、事前に連絡することとし、この場合の器材（プロジェクター、スクリーンを除く）は、参加者の持込を原則とする。
- プレゼンテーションにおける１者あたりの説明時間は10分とし、説明後質疑を行う。

⑶ **受託候補者の決定**

① 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第１順位の受託候補者を決定する。
② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
③ 第１順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

⑴ **契約書作成の要否**　　要

⑵ **契約保証金**　　会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

⑶ **企画提案書等との関係**

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

⑷ **契約結果の公表**

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

⑴ 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

⑵ 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

⑶ 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

⑷ 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は返却しない。

③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) その他

① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

〔参考：本企画コンペに関するスケジュール（予定）〕

項目	日程
① 実施要領等に関する質問の受付期限	5月23日（月）
② 実施要領等に関する質問の回答期限	5月25日（水）
③ 参加資格確認申請書の提出期限	5月24日（火）
④ 参加資格の確認結果通知期限	5月26日（木）
⑤ 企画提案書等の提出期限	6月1日（水）
⑥ 企画提案審査委員会（プレゼンテーション実施）	6月2日（木）
⑦ 受託候補者の決定	6月3日（金）
⑧ 契約締結	6月上旬